

事業計画書（処分業記載例）

1 事業概要

当社は、現在土木・建設業を営んでいるが、今後事業を拡大し、排出事業者から委託を受けて、土木工事・建設工事等から発生する産業廃棄物（木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）の中間処理を行うために、産業廃棄物処分業の許可を受けようとするものである。

排出事業者から産業廃棄物の処分を受託する場合には、あらかじめ書面にて産業廃棄物処分委託契約を締結した上で、契約に従って産業廃棄物の処分を行う。その際、マニフェストを使用しない排出事業者の産業廃棄物は処分を行わない。

- ・受託予定排出事業者（所在地と想定される産業廃棄物の種類を記載）
 - 〇〇株式会社（所在地：〇〇市〇〇町〇〇、産業廃棄物の種類：〇〇、〇〇）
 - 〇〇株式会社〇〇工場（所在地：〇〇市〇〇町〇〇、産業廃棄物の種類：〇〇、〇〇）
- ・想定される収集運搬業者（所在地と収集運搬予定の産業廃棄物の種類を記載）
 - 〇〇工業株式会社（所在地） 〇〇市〇〇町〇〇
（収集運搬する産業廃棄物の種類） 〇〇、〇〇
 - 有限会社〇〇産業（所在地） 〇〇市〇〇町〇〇
（収集運搬する産業廃棄物の種類） 〇〇、〇〇

2 取り扱う産業廃棄物の種類及び予定量

木くず …………… 100 t / 月
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず…………… 50 t / 月
がれき類…………… 100 t / 月

（自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含むか否かを記載すること。）

【破砕施設の処理能力について】

木くず又はがれき類の破砕施設の処理能力が m^3 / 日となっているものについては、 t / 日で表わすこと。

【保管場所について】

保管場所の所在地、面積、保管量、積み上げることができる高さを記載すること。

（以下はがれき類の場合の記載例であり、木くずの場合はがれき類に準じて記載すること。）

3 処分の方法

ダンプ車で搬入したのがれき類は、処分前保管場所に保管する。鉄筋等を取り除いた後、がれき類を重機でホッパーに投入し、破砕処理後、磁選機により金属等を取り除き、スクリーンにより40mmで篩い分けを行う。40mmを超えるものは、再度破砕処理を行い、40mmアンダーとなった製品は、処分後保管場所に保管する。

4 処理施設の維持管理計画

- ・技術管理者〇〇が現場に常駐し、施設の維持管理にあたる。
（技術管理者講習会を受講した者については、修了証の写しを添付すること。技術管理者が選任されていない場合は、早急に技術管理者の養成を行う旨、記載すること。）
- ・処理施設の稼働時間は、午前〇時～午後〇時までの〇時間とする。

- ・始業・終業時には、施設が正常に稼働することを確認する。また、3ヶ月に1回、施設メーカーによる定期点検を行う。
- ・産業廃棄物の保管の際は、保管の基準を遵守する。
- ・施設の処理能力にみあった量の産業廃棄物を受け入れ、処理を行う。
- ・常に場内の清潔を保持する。
- ・施設の維持管理に関する記録表を作成し、事務所にて〇年間保存する。
- ・異常事態発生時には、速やかに施設の稼働を停止し、生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、関係機関に連絡する。

5 放流水又は排出ガスの検査計画

がれき類の破碎のみであり、放流水又は排出ガスは発生しないため、特に検査は行わない。
場内排水については、下流側に設置する沈砂池に集水し、砂等を除去した後、排水する。

6 処分したものの処分（再利用）方法の概要

- ・粒径や強度試験等の品質規格に適合した再生骨材（クラッシュラン）は、建設業者等に路盤材として販売する。
- ・金属くずは、製鉄業者〇〇株式会社（所在地）に原料として売却する。

7 廃棄物又はそれを処理したものの検査計画

- ・処理する産業廃棄物が、許可品目のみであることを確認する。
- ・処理後の骨材は、がれき類のみであり、有害物質等の検査は行わない。
なお、粒径は現場で目視確認を行う。強度試験等の品質規格に適合しているかどうかは、定期的に専門機関検査依頼する。

8 廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項

- ・飛散等の防止のため、産業廃棄物は、コンクリート擁壁（高さ2m）の三方囲いの中で保管する。
保管の際は、保管基準を遵守する。
- ・破碎処理時は、適時散水等を行い、粉じんの飛散防止に努める。

9 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項

- ・がれき類の破碎のみであり、放流水は発生しない。粉じんの飛散防止のための散水は行うが、使用水量はわずかであり、放流水は発生しない。
- ・事業場内は、全面コンクリート舗装している。
- ・場内排水については、下流側に設置する沈砂池に集水し、砂等を除去した後、排水する。

10 火災の発生の防止に関する事項

- ・消防法を遵守し、場内に消火器、散水設備を設置する。
- ・適時、場内パトロールを実施し、異常がないか確認する。

11 その他の災害防止に関する事項

- ・緊急時の連絡体制（病院、警察署、消防署、保健福祉事務所、市町等）について記載すること。
- ・関係者以外立入禁止とし、作業時間外は施錠を確実に行う。
- ・労働・環境関係法令等を遵守し、作業を行う。
- ・定期的に、従業員に対する安全教育等を行う。

生活環境影響調査の手法

区分	選定する生活環境影響調査項目	標準的な予測手法	分析すべき影響
大気質	焼却施設の煙突からの排ガスについては、SO ₂ 、NO ₂ 、浮遊粒子状物質（ばいじん）、塩化水素（HCl）、ダイオキシン類その他処理される廃棄物の種類及び性状から影響が生じると予想される項目 廃棄物運搬車両の排気ガスについては、NO ₂ 等	プルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて大気質濃度を予測する方法	寄与濃度が最大となると予測される地点及びその周辺の人家等を含む地域における影響
水質	処理施設から排出される排水については、BOD（排出先が海域又は湖沼の場合はCOD）、SS、必要に応じて窒素含有量及びリン含有量その他処理される廃棄物の種類及び性状から影響が生じると予想される項目	数値シミュレーション手法を用いて水質濃度を予測する方法	水道の取水地点における利水上の障害等の影響
騒音	処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する騒音	騒音の距離減衰式を用いて騒音の大きさを予測する方法	騒音の大きさの寄与が最大となると予測される処理施設及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道周辺の人家等が存在する地点における影響
振動	処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する振動	振動の距離減衰式を用いて振動の大きさを予測する方法	振動の大きさの寄与が最大となると予測される処理施設及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道周辺の人家等が存在する地点における影響
悪臭	煙突等から排出される悪臭、処理施設から漏洩する悪臭又は廃棄物運搬車両から排出される悪臭については、廃棄物の種類又は性状により排出が予想される悪臭物質又は臭気指数等	煙突等から排出される悪臭については、プルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて悪臭濃度又は臭気指数を予測する方法 処理施設から漏洩する悪臭については、同種の既存事例からの類推による方法	煙突から排出される悪臭については、寄与濃度が最大となると予測される地点及びその周辺の人家等を含む地域における影響 処理施設から漏洩する悪臭については、処理施設周辺の人家等が存在する地域における影響
地（陸上埋立のみ） 下水	地下水の流れ	地下水位の変化や湧水量の計算に用いられている一般的な解析式又は定性的な予測方法	埋立地の存在による地下水の水位や流動状況への影響

(注) 同等の大きさの寄与が複数地点において生ずる場合は、それら全ての地点

処分業対象施設に係る生活環境影響調査の記載事項

法対象施設はもとより、処分業対象施設についても生活環境影響調査をまとめるものとする。

環境影響要因（発生源）、水質の場合なら放流先（河川、海域）の状況、民家の立地状況などを明らかにし、予測結果又は環境保全対策などから影響を分析する。

なお、工事中の影響については、協議する必要はない。

（検討事項）

1 大気汚染

燃料使用施設を明らかにし、その施設からの影響を分析する。

粉じん発生の要因があれば、その影響を明らかにする。

必要に応じ、廃棄物運搬車輛の発生台数も明らかにし、その影響を分析する。

講ずる環境保全対策があれば、それも明らかにする。

2 水質汚濁

排水の放流があるか否かを明らかにする。

放流があれば、水量、水質、放流先を明らかにし、その影響を分析する。

必要に応じ、水処理施設の概要も明らかにする。

3 騒音

騒音の発生源を明らかにし、その影響を分析をする。

廃棄物運搬車輛の発生台数、運搬経路、周辺民家の立地条件（距離、立地数）を明らかにし、その影響を分析する。

類似施設の苦情発生状況を調査し、その対策についても明らかにする。

4 振動

騒音と同様

5 悪臭

悪臭の発生源、周辺民家との距離などを明らかにし、その影響を分析する。

類似施設の苦情の発生状況を調査し、その対策についても明らかにする